

## 台風災害対策に関する意見書

先に来襲した台風12号は、長時間にわたって西日本各地を暴風雨に巻き込み、洪水や土砂崩れ等、甚大な被害を発生させた。

特に本県では、多数の尊い人命が奪われ、今なお多くの方々が、行方不明となっている。さらに住宅をはじめ道路、電力、水道、通信等のライフライン、また農林漁業や商工業等、広範な分野で、未曾有の被害が発生している。

県及び市町村においては、自衛隊の協力を得て、早期の復旧に向け、全力を挙げて取り組んでいるところであるが、今回の災害は、一つの台風による被害としては、県内では、過去に類を見ないものである。

復旧のためには膨大な経費と労力が必要であり、また、被災された多くの住民への支援も不可欠である。

さらに、今後、このような大規模な災害から住民の生命、財産を守るため、一層の災害予防対策を早急に講じなければならない。

よって、国におかれては、災害対策に万全を期すため、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

### 記

- 1 激甚災害の早期指定
- 2 各種災害復旧事業の早期採択
- 3 災害に係る特別交付税の重点配分等の財政措置
- 4 被災者生活再建支援制度の拡充
- 5 被災者に対する税制上の特別措置
- 6 中小企業者に対する金融支援
- 7 総合的な治水、土砂災害対策の推進及び道路施設の防災対策の強化を図るための財政措置

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月8日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

国家戦略担当大臣

防災担当大臣

内閣官房長官